

様式第3号(第8条関係)

(平20告示17・平25告示5・一部改正)

「みどり市個人情報保護法施行条例(案)について」パブリックコメントの結果

☆意見等の募集期間： 令和4年9月20日～令和4年10月19日

☆意見等の受付件数： 1人(1件)

(提出方法の内訳：郵便等 人、ファクシミリ 人、電子メール1人、持参 人)

1 ご提出いただいた意見等を内容により整理し、意見等の概要を掲載します。

個人情報保護制度の運用状況についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	個人情報保護の運用状況の公表はしないのか。	個人情報保護制度の運用状況を市民に公開することは、個人情報の保護をより一層推進する上で意義があるものと考えます。よって、個人情報保護制度の運用状況を公表する旨の規定を追加し、毎年1回、その運用状況を公表していくこととします。

2 ご提出いただいた意見に基づき、次のとおり素案の修正を行いました。

変更前	変更後	変更理由
—	(運用状況の公表) 第7条 市長は、毎年1回、実施機関が行った個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。	個人情報保護制度の運用状況を公表することを明文化するため

☆問い合わせ先： 総務部総務課 TEL：0277 (76) 0961

FAX：0277 (76) 2449

電子メール：somu@city.midori.gunma.jp